

# 保育等子育て環境の充実について

【担当省庁】内閣府、文部科学省

保育所や放課後児童クラブにおいては、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つことができる環境を維持してきた。今後、人口減少地域等においては、定員割れにより運営維持困難となる保育所が多く発生することが想定されるとともに、在宅育児家庭等が抱える子育ての負担感や孤立感を解消するための支援が必要とされることから、保育所を安定して運営できる支援及び子育てニーズに対応した人材の確保、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充等に向け、以下の措置を講じていただきたい。

- 利用児童が減少している保育所の運営に支障が生じないように、公定価格の早期見直しや保育ニーズが増加している地域の受皿確保のための就学前教育・保育施設整備交付金等の必要な予算の確保
- 保育所等の体制確保に必要な正規職員雇用に必要な予算の確保と、保育士、幼稚園教諭・保育教諭の給与が、加配職員も含め全職種の平均年間給与水準並（約 507 万円）に改善されるよう必要な予算の確保
- 放課後児童支援員等が長期的で安定した就業を継続できるよう、正規職員としての雇用や処遇改善のために必要な予算の確保
- 地域の実情に応じた子育て環境の充実を図るため、病児保育事業における利用状況に応じた柔軟な職員加配など、地域子ども・子育て支援事業に係る必要な予算の継続的な確保及び充実
- 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向け、在宅育児世帯への「子育て」、「親育ち」を一体的に支援する親子通園を取り入れた制度設計及び必要な予算の確保

## 【現状・課題等】

- 保育施設の 5 割超が人口減少の影響で施設の運営維持が今後難しくなる可能性  
※出典：人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究報告書（令和 4 年 3 月 厚生労働省）
- 全職種と保育士の給与差は約 110 万円/年あり、有資格者が他職種に就業する一因
- 0～2 歳児の約 6 割は未就園児であり、子育ての負担感や孤立感につながる一因
- 子育て世帯の約 7 割の母親は自分が育っていないまちで子育てをしており、約 6 割の母親は近所で子どもを預かってくれる人がいない状況  
※出典：2017 年地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会）

京 都 府	文化生活部 文教課(075-414-4518)
の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4591)

【国の事業等】

- 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実〔こども家庭庁〕 19,853 億円  
子どものための教育・保育給付等、地域こども・子育て支援事業
- 放課後児童クラブ関係予算〔こども家庭庁〕 1,366 億円
- こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業  
〔こども家庭庁〕 令和5年度補正予算 91 億円
- 就学前教育・保育施設整備交付金〔こども家庭庁〕 245 億円
- 保育対策総合支援事業費補助金〔こども家庭庁〕 459 億円の内数

【京都府の取組】

- 親子通園支援事業 51 百万円  
保育所等において、子どもだけでなく親の通園を受入れ、「子育て」、「親育ち」を支援する親子誰でも通園モデル事業を実施
- 保育環境等向上支援事業 80 百万円  
保育所等が行う保育環境等の充実に資する施設整備及び保育所等の多機能化事業に対する支援（補助率 1/2 以内 補助額 250 千円～500 千円／施設）
- 全職種と保育士、幼稚園教諭の給与差の状況

	令和5年		令和4年		前年度	
		差額		差額	増減	差額
全体	506.9 万円		496.5 万円		10.4 万円	
保育士	396.9 万円	110.0 万円	391.3 万円	105.2 万円	5.6 万円	4.8 万円
幼稚園教諭・保育教諭	407.5 万円	99.4 万円	399.4 万円	97.1 万円	8.1 万円	2.3 万円

（令和2年から統計方法見直しにより、幼稚園教諭→幼稚園教諭・保育教諭となった）

※出典：令和4年、令和5年「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

■放課後児童支援員等の就業状況等

- ▶ 児童の健全な育成を図るため、一定の知識や技能を必要とされるが、給与水準の低さや非常勤職員として不安定な雇用の者も多く、離職する要因

○放課後児童支援員等の就業状況、処遇に関する状況（1人当たりの年間給与額）

区分	職員数（構成比） ※京都府の状況	給与（手当・一時金込） ※全国の状況
常勤職員	1,294 (46.6%)	月給で支払われる者：285.7 万円 時給で支払われる者：129.33 万円
非常勤職員	1,480 (53.4%)	月給で支払われる者：146.1 万円 時給で支払われる者：75.0 万円
計	2,777	

※出典：令和5年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

（令和5年5月1日現在）（こども家庭庁）

令和4年度「放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査」（厚生労働省）